

上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針（案） 市民コメントの意見要旨と市の考え方 一覧表

◎意見募集期間 令和 8 年 6 月 26 日～令和 8 年 7 月 27 日

◎応募意見状況 応募者数 2 名 意見数 2 件

No.	ページ	項目	ご意見要旨	市の考え方
1	－	－	受益者負担の原則について、市内に住み税金は納めているだけの市民も多くいる。公平性が大事であり、現実性のあるものとしていただきたい。 市役所で手続きをした際に二度手間なことがあった。（市役所で取得した書類を別の課に提出したことや同じ内容を2つの課で記載を求められた）オンラインで繋がっているのであれば、もっと効率的に仕事をしていただきたい。	・市が提供する行政サービスは、市民の税金で賄われていますが、各種証明書の交付や公共施設の利用など、特定の人が利用する行政サービスについては、利用する人（受益者）と利用しない人との間に不公平が生じることになります。そのため、「受益者負担の原則」に基づき、行政サービスを利用する人に手数料・使用料として負担してもらうことによって、公平性を確保する必要があります。その受益者負担について、適正な負担を求めるため、本基本方針を定め、定期的に見直すことにより手数料・使用料の適正化を図ってまいります。 ・市役所での手続きに関しましては、ご意見として承ります。
2	－	－	市民にとって必要不可欠な住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、印鑑証明は入手する機会が多い公的書類であり、料金が低い。料金設定に関して行政からの説明が一切無い。 多々ある行政の無駄の削減、特別職の定数削減などを行わずに値上げをするのは優先順位が逆ではないか。	・手数料については、行政サービスに要する経費（事業費や人件費）、平均年間処理件数などを用いて算出することとしており、意見№1の回答にもありますとおり、特定の人が利用する行政サービスについては、受益者負担を勘案し、料金を設定しております。手数料の算出に用いる行政サービスに要する経費については、効率的・効果的に業務を行うことで、事業費はコストの削減、人件費は処理時間の縮減に努めております。 ・行政の無駄の削減等に関しましては、ご意見として承ります。